

6 保護者や地域・関係機関との連携

防災教育・防災管理を進めていく上で、保護者の理解や協力、そして連携を図ることは必要不可欠なことである。また、同様に地域や関係機関との連携も図らなければ、学校独自の取組で終わってしまう。

そこで、保護者と連携を図る上で実施してきた取組、また、本校の実践的な防災教育を推進する目的で地域・関係機関等と設置した実践委員会での実施内容を紹介する。

(1) 保護者との連携

① PTA防災講習会

教職員が研修で実施した「RSK式防災カルテ問診表」を保護者にも実施し、災害発生から72時間を想定して、時間経過に伴う行動や対応また手段や必要な機材・物品等を挙げていき、我が子そして家族が被災した感覚で問診表に記入していった。我が子の課題とともに、家庭での課題も挙がり、防災を考える「はじめの一步」の機会となった。

【RSK式防災問診表】



※詳しくは「6 関係資料1」を参照

② PTA役員会への参加

防災に関して保護者と連携を図るため、防災担当教職員がPTA役員会に定期的に参加した。最初の参加時に、岩手県への先進地視察の結果を報告し、今後、防災の取組を進める中で、保護者との連携は必要不可欠であることを伝えた。

2回目以降、保護者との連絡方法を確立するための手段の相談、家庭準備の学校備蓄への協力要請などを行っていった。また、中津市で登録している「災害時要援護者」の説明や手続き等も伝えた。

PTAの役員からPTA会員へと、つながりをもちながら防災を広めていき、保護者にも防災意識が芽生えていった。

③ メール送信システムの導入

災害時の緊急連絡等に活用するため導入した。システム導入の必要性・利用料・使用する場合（状況）・登録方法を保護者へ示し手続きを進めた。

④ 家庭準備の学校備蓄

災害時に学校待機となった場合、一般的な備蓄食料では対応が難しい児童生徒に対して、それぞれの実態に応じた食事や必要物品を備える必要があった。そこで、保護者に協力を依頼し、食料・食器類・着替え・水を準備してもらい、学校備蓄を整えていった。

また、服薬をしている場合や、医療を必要とする場合等、個別で対応できるように相談し

ながら整備していった。

準備物・更更新手続き・保管場所・保管ルール等を示し、整備を進めた。持ち帰りの前には、非常食体験を行い、持参の食料が児童生徒にとって合っているのかを確認し、その結果を保護者に伝えることで、さらに連携を図っていった。



⑤ 災害時要援護者

中津市社会福祉課と連携を図り、「中津市災害時要援護者避難支援計画」をもとに、登録手続きを本校保護者向けに示し、提示した。

| 【災害時要援護者】 | 《手続き》 |
|--|--|
| <p>必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らをまもるために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を執ることに支援を要する者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">障がい者</p> <p>ア 身体障がい者 身体障害者備蓄程度等級表の級別「1級及び2級」の者 視覚障害1／2級、聴覚または平衡機能の障害2級、肢体不自由（上肢）1・2級、肢体不自由（下肢）1・2級、肢体不自由（体幹）1・2級、肢体不自由（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（上肢機能又は移動機能）1・2級、心臓機能障害1級、腎臓機能障害1級、呼吸器機能障害1級、ぼうこうまたは直腸の機能障害1級、小腸機能障害1級、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害1・2級</p> <p>イ 知的障がい者 療育手帳判定基準の障害程度「最重度（A1）及び重度（A2）」の者 最重度（A1） ①標準化された検査により判定した結果を指数化したもの（以下「指数」という）がおおむね20以下の者 ②指数がおおむね21以上35以下のもので、身体障害者福祉法に基づく障害等級（以下「障害等級」という）の1級、2級または3級に該当する者 重度（A2） ①指数がおおむね21以上35以下のもので、上記A1に該当しない者 ②指数がおおむね36以上50以下のもので、障害等級の1級、2級又は3級に該当する者</p> <p>ウ 精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳の障害等級「1級」の者 1級：日常生活の用を弁ずることが不能な状態にある者</p> <p>（3）その他市長が必要と認める者 前2号に準ずる者で、災害時の避難支援を希望する者のうち、市長が必要と認める者</p> </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">「中津市災害時要援護者避難支援計画」</p> | <p>①民生委員が各家庭を訪問 ②聞き取り ③災害に向けて準備（カードの記入、緊急キット準備）</p> <p>《未登録者の手続き》</p> <p>民生委員がわかる場合 → ①自ら民生委員に連絡</p> <p>民生委員がわからない場合 → ①保護者が学校に連絡 ②学校が市役所に連絡 ③市役所が民生委員に連絡 ④民生委員が各家庭を訪問</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px; font-size: x-small;"> <p>☆中津市社会福祉課との連携により手続きを示しています。 ☆保護者が登録を必要とする場合、学校に連絡をいただければ、学校は手続きの窓口となります。 ☆『中津市災害時要援護者避難支援計画』ダウンロードできます。</p> </div> |

【災害時要援護者の手続】

⑥ ホームページ

本校ホームページのトップページに「防災教育モデル事業」のバナーを設け、取組を紹介することで外部に発信していった。 URL <http://shien.oita-ed.jp/nakatsu/>



⑦ 防災だより

学校での防災の取組を少しでも多くの保護者に知らせるため、ホームページと同時に防災だよりを発行した。

※詳しくは「6 関係資料6」を参照



⑧ 授業参観

防災講習会、避難所生活体験、避難訓練等の取組の際、保護者に授業参観の呼びかけを行った。また、公開研究発表会では、参観とともに学校スタッフとして協力を得ることができた。

(2) 地域・関係機関等との連携～実践委員会～

本校における防災教育の研究実践に関する指導助言をもら、外部専門家や地域住民、関係機関等との連携体制を構築するため、防災教育実践委員会を設置した。

① 実践委員会委員

| 【実践委員会委員名簿】 | | |
|-------------|----------------------------------|--------|
| | 所属 | 氏名 |
| 1 | 大分県防災アドバイザー レスキュー・サポート九州代表理事 | 木ノ下 勝矢 |
| 2 | 社会福祉法人 直心会肢体不自由施設 つくし園 指導課副主任 | 小野 泰広 |
| 3 | 社会福祉法人 ややま福祉会施設長 | 金枝 豊治 |
| 4 | 大分県体育保健課 指導主事兼主幹 | 石井 知由美 |
| 5 | 中津市総務部総務課総務係 係長 | 神 礼次郎 |
| 6 | 中津市社会福祉課福祉推進係 係長 | 賀来 久晴 |
| 7 | 中津市教育委員会学校教育課 指導主事 | 田中 浩志 |
| 8 | 中津市消防署 副署長 | 白木原 和人 |
| 9 | 大塚地区自治委員 大塚町内会長 | 大家 政美 |
| 10 | 東浜瀬地区自治委員 | 濱野 基好 |
| 11 | 大分県立中津支援学校 PTA 会長 | 板木 和代 |
| 12 | 大分県立中津支援学校 校長 | 清末 直樹 |
| 13 | 大分県立中津支援学校 教頭 | 河野 博文 |
| 14 | 大分県立中津支援学校 事務長 | 阿部 かがり |
| 15 | 大分県立中津支援学校 防災教育担当 | 衛藤 章江 |

② 第1回実践委員会【平成26年6月19日（木）10:00～11:30】

～実践的な取組に係る計画の検討～

学校概要の説明、施設見学・授業参観を実施することで、学校施設や児童生徒の実態を把握してもらった。1年間の取組の計画、研究の流れ、本校の課題について報告した後、協議を行った。



《協議より》

- ・課題解決に向けて取り組み、学校だけの実践に終わらないようにしてほしい。
- ・教職員研修が多い点は良い。
- ・教師の意識改革、地域の意識の高揚が一番だと思う。
- ・取り組み内容をホームページだけでなく、たよりでも知らせてほしい。
- ・医療的ケアが必要な生徒や地域の高齢者への備蓄品を中津市で検討してほしい。

③ 第2回実践委員会【平成26年9月30日（火）10:00～11:30】

～防災訓練等に関する実践的取組の検討～

防災講習会、避難所生活体験、地震津波避難訓練の取組を報告した後、実践を通して明ら

かになった本校の課題を分析し作成した地震津波避難マニュアルの協議を行った。

《協議より》

- ・全体と個別のマニュアルが作成されていることが良い。
- ・災害時を想定して、日常的に取り組んでいることが良い。
- ・避難所生活体験では、学部をまたいで実施してはどうか。
- ・本部の動きでは、権限委譲とともに担当不在時の想定も必要である。



④ 第3回実践委員会【平成27年1月15日（木）10:00～11:30】

～事業の検証と今後の取組に向けた検討～

地震津波避難訓練による本研究の検証、公開研究発表会、今後の取組について報告をした後、今後の取組について協議を行った。



《協議より》

- ・一斉メールの運用規定を検討する必要がある。
- ・福祉避難所として、夜間や休日の際の開設はどうするのか。
- ・地域での防災訓練によって、出てきた課題を行政に伝える必要がある。
- ・中津市として発電機を2～3台準備しているが、福祉避難所として発電機、トランシーバーの備蓄品が必要である。
- ・中津市や地域からも、スロープの要望をしてほしい。

⑤ まとめ

防災における専門家、福祉施設関係者、行政機関、地域との連携を図ることができた。本校の実態（児童生徒の様子、施設設備等）を把握してもらうことや、本校と関係機関との連携を防災アドバイザーに指導・助言をしてもらうことで、課題・改善点を共有することができた。また、災害時の福祉避難所として中津市と協定を結び、地域での役割を明確にした。

福祉避難所として運営するための施設の整備、備蓄品の不足が明確になった。また、地域とともに避難所運営を行っていくためのマニュアルの必要性が明らかになった。

今後も、学校と地域がひとつになって安全で安心な学校（地域）にするためには、これらの連携を継続していく必要がある。